



更別村役場 更別村字更別南1線93番地  
地上3階 地下1階 昭和55年竣工

幕別町役場 幕別町本町130番地  
地上5階 地下1階 昭和47年竣工

忠類村役場 忠類村字忠類439番地の1  
地上2階 昭和51年竣工

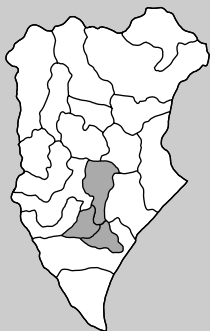


## 幕別町役場を本庁舎、更別村役場及び忠類村役場を総合支所とすることに決定

第3回十勝中央合併協議会が3月26日、更別村社会福祉センターで開催されました。この日は前回からの継続協議となった新町の事務所の位置についての協議が行われ、提案のとおり「新町の事務所(本庁舎)の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。」ことに決定。このほかに、慣行の取扱いについての協議が行われたほか、15年度補正予算、16年度事業計画及び予算が提案どおり決定しました。

### もくじ

協議項目	2～6
新町の事務所の位置	
慣行の取扱い	
地方税の取扱い	
条例・規則等の取扱い	
15年度補正予算	7
16年度事業計画	
及び予算	7
小委員会	8
会議予定等	8



第4号 2004.4.1発行 PARK GOLF 幕別町



更別村



忠類村

# 十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメール [tokachichuo-gappei@north.hokkai.net](mailto:tokachichuo-gappei@north.hokkai.net)

## 第3回協議会での協議内容

### ○協議第2号 新町の事務所の位置について

- ・第1回の協議会において次のように提案され、第2回の協議会で継続協議となっていた「新町の事務所の位置について」が協議され、提案のとおり決定されました。

協議項目	4	新町の事務所の位置について
新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。		

### ◇質疑応答の要旨◇

**西田委員（更別村）**＝前回、私から異議を申し上げ継続協議となったが、この間どこからも一切話が来ないで1ヶ月がたった。会長に提案権がある以上は、変えるということは困難で、異議を唱えた私に1ヶ月間の猶予期間を与えるから、頭を冷やして良く考えなさい、というようにしか判断できない。私の頭を冷やすために1ヶ月置いたのか、それとも別な意味があるのかご説明願いたい。

**岡田会長**＝西田委員から、この場での決着は難しいことから次回での継続協議という話があり、賛同者もおられたことから継続とし、新たな提案とか、修正は考えていない。それぞれの立場の委員が、この協議会の中で再度お話をいただければと思う。

**西田委員（更別村）**＝今後も色々な難しい問題が起きてくると思うが、その場合でも提案者は、1回提案したものは引込めないのか、それともケースバイケースという考えはないのか。

**岡田会長**＝最高の決議機関はこの協議会であるから、この中で、提案した議案の修正あるいは、見直しが必要だということが総意として出た場合は、当然に、事務局や幹事会あるいは小委員会に、修正や見直し、差し戻しといったことは出てくると思う。皆様のご意見をいただく中で判断して、修正あるいは協議のし直しなど、色んなことは想定される。決して、提案したものが全て引込めないで終わりではないと理解しているし、委員の皆さん方もそうだろうと思う。今後、あくまでもケースバイケースで、それぞれの議案に慎重に対応して参りたいと思う。

**西田委員（更別村）**＝新しい町を力を合わせて作っていくという以上は、形式にこだわって何もしないのでは、なかなか新しい町はできないと思う。できるだけ皆さんの意見を尊重して、今後の協議を進めていただきたい。前回、私が申し上げた経済と行政を分離して、新しいまちづくりをしてはどうかという、私の考え方は間違っているとは考えていないし、この案については賛成をしかねると考えている。

ただ、新しいまちづくりであり、これから時間もかかると思われることから、いたずらにこの問題を引き伸ばすのもいかがかと考え、この問題については、賛成も反対もしないという立場をとらせていただく。

会長をはじめ三役の方に特にお願いしたいが、新しい町ができた場合に、一方が繁栄して他方がさびれていくようないびつな町になることだけは、避けて進むように、尚一層の努力をしていただきたいということをお願い申し上げたい。

### ○協議第3号 慣行の取扱いについて

- ・第2回の協議会において次のように提案された、「慣行の取扱いについて」が協議され、提案のとおり決定されました。

協議項目	20	慣行の取扱いについて
1 町章、町民憲章については、新町において制定する。		
2 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。		
3 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。		
4 開町記念式については、新町において調整する。		
5 新年交礼会については、合併時に廃止する。		

○協議第4号 地方税の取扱いについて

・次のとおり提案、説明がありました。次回の協議会で協議します。

協議項目	10	地方税の取扱いについて
<p>3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時までに調整する。</li> <li>2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</li> <li>3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>4 鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</li> <li>5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。</li> <li>7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol>		

地方税の現況と調整方針

	幕別町	更別村	忠類村	具体的な調整方法	
個人町村民税	(1)税率 3町村ともに標準税率を適用 ①均等割 2,000円 ②所得割 200万円以下 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 10/100 特別減税 所得割の15% (4万円限度)			個人町民税の税率については、現行のとおり標準税率とする。	
	(2)減免 ①生活保護法の規定による保護を受ける者 ②当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ③学生及び生徒 ④前各号に掲げる者のほか特別の事情がある者【幕別町・忠類村】				減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
	(3)納期 ①普通徴収 1期 6/16～6/30 2期 8/16～8/31 3期 10/16～10/31 4期 12/1～12/25	(3)納期 ①普通徴収 1期 6/11～6/30 2期 8/11～8/31 3期 10/11～10/31 4期 12/1～12/20	(3)納期 ①普通徴収 1期 6/1～6/30 2期 8/1～8/31	普通徴収の納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時までに統合する。	
	②特別徴収 月額割 (6月から翌年5月まで) を翌月10日まで				
法人町村民税	(1)税率 3町村ともに制限税率を適用			法人町民税の税率については、現行のとおり制限税率とする。	
	区分	法人等の区分	税率(年額:円)		
	法人税割率		従業員50人超 従業員50人以下		
	均等割	資本金等の金額が50億円超	3,600,000		—
		資本金等の金額が10億円超50億円以下	2,100,000		—
		資本金等の金額が10億円超	—		492,000
		資本金等の金額が1億円超10億円以下	480,000		192,000
		資本金等の金額が1千万円超1億円以下	180,000		156,000
資本金等の金額が1千万円以下		144,000	—		
上記以外		60,000	—		

法人町村民税	(2)減免 ①民法第34条の公益法人 ②特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人【更別村・忠類村】【(収益事業を行うものを除く)幕別町】 ③地方自治法260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行うものを除く)【幕別町のみ】 ④前各号に掲げるもののほか特別の事情があるもの【幕別町・忠類村】			減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。																																																	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="164 534 212 840" rowspan="5">固定資産税</td> <td colspan="3" data-bbox="212 534 1125 592">(1)税率 3町村ともに標準税率の1.4%を適用</td> <td data-bbox="1125 534 1456 840" rowspan="5">           固定資産税の税率は、現行のとおり標準税率とする。             納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時まで調整する。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 592 518 695">(2)納期 1期 6/16～6/30</td> <td data-bbox="518 592 823 695">(2)納期 1期 7/11～7/31</td> <td data-bbox="823 592 1125 695">(2)納期 1期 9/1～9/30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 695 518 753">2期 8/16～8/31</td> <td data-bbox="518 695 823 753">2期 9/11～9/30</td> <td data-bbox="823 695 1125 753">2期 11/1～11/30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 753 518 810">3期 10/16～10/31</td> <td data-bbox="518 753 823 810">3期 11/11～11/30</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 810 518 840">4期 12/16～12/25</td> <td data-bbox="518 810 823 840">4期 1/11～1/31</td> <td></td> </tr> </table>			固定資産税	(1)税率 3町村ともに標準税率の1.4%を適用			固定資産税の税率は、現行のとおり標準税率とする。  納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時まで調整する。	(2)納期 1期 6/16～6/30	(2)納期 1期 7/11～7/31	(2)納期 1期 9/1～9/30	2期 8/16～8/31	2期 9/11～9/30	2期 11/1～11/30	3期 10/16～10/31	3期 11/11～11/30		4期 12/16～12/25	4期 1/11～1/31																																		
固定資産税	(1)税率 3町村ともに標準税率の1.4%を適用				固定資産税の税率は、現行のとおり標準税率とする。  納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時まで調整する。																																																
	(2)納期 1期 6/16～6/30	(2)納期 1期 7/11～7/31	(2)納期 1期 9/1～9/30																																																		
	2期 8/16～8/31	2期 9/11～9/30	2期 11/1～11/30																																																		
	3期 10/16～10/31	3期 11/11～11/30																																																			
	4期 12/16～12/25	4期 1/11～1/31																																																			
軽自動車税	(1)税率 3町村ともに制限税率を適用			軽自動車税の税率については、現行のとおり標準税率とする。																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>年税額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 932 370 1012" rowspan="4">原動機付自転車</td> <td data-bbox="370 932 948 1012">①二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6kw以下</td> <td data-bbox="948 932 1125 1012">1,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1012 948 1092">②二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6kw超0.8kw以下</td> <td data-bbox="948 1012 1125 1092">1,200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1092 948 1173">③二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8kw超</td> <td data-bbox="948 1092 1125 1173">1,600</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1173 948 1253">④三輪以上のもの総排気量0.02L超又は定格出力0.25kw超</td> <td data-bbox="948 1173 1125 1253">2,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1253 370 1540" rowspan="7">軽自動車</td> <td data-bbox="370 1253 948 1299">①二輪のもの(側車付のものを含む)</td> <td data-bbox="948 1253 1125 1299">2,400</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1299 948 1345">②三輪のもの</td> <td data-bbox="948 1299 1125 1345">3,100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1345 948 1391">③四輪以上のもの 乗用 営業用</td> <td data-bbox="948 1345 1125 1391">5,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1391 948 1437">④四輪以上のもの 乗用 自家用</td> <td data-bbox="948 1391 1125 1437">7,200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1437 948 1483">⑤四輪以上のもの 貨物用 営業用</td> <td data-bbox="948 1437 1125 1483">3,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1483 948 1529">⑥四輪以上のもの 貨物用 自家用</td> <td data-bbox="948 1483 1125 1529">4,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1529 948 1540">⑦専ら雪上を走行するもの</td> <td data-bbox="948 1529 1125 1540">2,400</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1540 370 1620" rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td data-bbox="370 1540 948 1586">①小型特殊自動車 農耕作業用のもの</td> <td data-bbox="948 1540 1125 1586">1,600</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1586 948 1632">②小型特殊自動車 その他のもの</td> <td data-bbox="948 1586 1125 1632">4,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="212 1632 948 1678">二輪の小型自動車</td> <td data-bbox="948 1632 1125 1678">4,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="212 1678 1125 1770"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1678 518 1770">(2)納期 6/16～6/30</td> <td data-bbox="518 1678 823 1770">(2)納期 5/11～5/31</td> <td data-bbox="823 1678 1125 1770">(2)納期 5/1～5/31</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1125 1678 1456 1770">         納期については、合併時まで統合する。       </td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1770 212 2087" rowspan="2">町村たばこ税</td> <td colspan="3" data-bbox="212 1770 1125 1907">         (1)税率 3町村ともに税率の特例を適用          旧3級品以外 1,000本につき2,977円          旧3級品 1,000本につき1,412円       </td> <td data-bbox="1125 1770 1456 2087" rowspan="2">         町たばこ税については、現行のとおりとする。       </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="212 1907 1125 2087">         (2)納付方法 3町村ともに下記のとおりで相異なし          申告納付により徴収          ただし、卸売販売業者等とみなされた者に対して町村たばこ税を課する場合は普通徴収により徴収       </td> </tr> </tbody></table>		区 分		年税額(円)	原動機付自転車	①二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6kw以下	1,000	②二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6kw超0.8kw以下	1,200	③二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8kw超	1,600	④三輪以上のもの総排気量0.02L超又は定格出力0.25kw超	2,500	軽自動車	①二輪のもの(側車付のものを含む)	2,400	②三輪のもの	3,100	③四輪以上のもの 乗用 営業用	5,500	④四輪以上のもの 乗用 自家用	7,200	⑤四輪以上のもの 貨物用 営業用	3,000	⑥四輪以上のもの 貨物用 自家用	4,000	⑦専ら雪上を走行するもの	2,400	小型特殊自動車	①小型特殊自動車 農耕作業用のもの	1,600	②小型特殊自動車 その他のもの	4,700	二輪の小型自動車		4,000	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1678 518 1770">(2)納期 6/16～6/30</td> <td data-bbox="518 1678 823 1770">(2)納期 5/11～5/31</td> <td data-bbox="823 1678 1125 1770">(2)納期 5/1～5/31</td> </tr> </table>			(2)納期 6/16～6/30	(2)納期 5/11～5/31	(2)納期 5/1～5/31	納期については、合併時まで統合する。	町村たばこ税	(1)税率 3町村ともに税率の特例を適用 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円			町たばこ税については、現行のとおりとする。	(2)納付方法 3町村ともに下記のとおりで相異なし 申告納付により徴収 ただし、卸売販売業者等とみなされた者に対して町村たばこ税を課する場合は普通徴収により徴収			
	区 分		年税額(円)																																																		
	原動機付自転車	①二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6kw以下	1,000																																																		
②二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6kw超0.8kw以下		1,200																																																			
③二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8kw超		1,600																																																			
④三輪以上のもの総排気量0.02L超又は定格出力0.25kw超		2,500																																																			
軽自動車	①二輪のもの(側車付のものを含む)	2,400																																																			
	②三輪のもの	3,100																																																			
	③四輪以上のもの 乗用 営業用	5,500																																																			
	④四輪以上のもの 乗用 自家用	7,200																																																			
	⑤四輪以上のもの 貨物用 営業用	3,000																																																			
	⑥四輪以上のもの 貨物用 自家用	4,000																																																			
	⑦専ら雪上を走行するもの	2,400																																																			
小型特殊自動車	①小型特殊自動車 農耕作業用のもの	1,600																																																			
	②小型特殊自動車 その他のもの	4,700																																																			
二輪の小型自動車		4,000																																																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1678 518 1770">(2)納期 6/16～6/30</td> <td data-bbox="518 1678 823 1770">(2)納期 5/11～5/31</td> <td data-bbox="823 1678 1125 1770">(2)納期 5/1～5/31</td> </tr> </table>			(2)納期 6/16～6/30	(2)納期 5/11～5/31	(2)納期 5/1～5/31	納期については、合併時まで統合する。																																															
(2)納期 6/16～6/30	(2)納期 5/11～5/31	(2)納期 5/1～5/31																																																			
町村たばこ税	(1)税率 3町村ともに税率の特例を適用 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円			町たばこ税については、現行のとおりとする。																																																	
	(2)納付方法 3町村ともに下記のとおりで相異なし 申告納付により徴収 ただし、卸売販売業者等とみなされた者に対して町村たばこ税を課する場合は普通徴収により徴収																																																				

鉱産税	(1)税率 鉱物価格の1% ただし、定められた期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合は0.7%			鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。 (更別村は条例なし)
	(2)納付方法 毎月15日から同月末日までに前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物の課税標準額、税額等を申告納付			
特別土地保有税	(1)税率 3町村ともに一定税率を適用 (日)保有分 1.4% (月)取得分 3.0%			特別土地保有税の税率については現行のとおりとする。  免税点については、幕別町の例により合併時に統合する。
	(2)免税点 5,000 (都市計画法の適用を受ける)	(2)免税点 10,000 (都市計画法の適用を受けない)	(2)免税点 10,000 (都市計画法の適用を受けない)	
入湯税	(1)税率 ①一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円 ②修学旅行の学生生徒 宿泊 100円 日帰り 50円【幕別町のみ】 ③湯治客(療養のため7日以上宿泊する者) 100円【幕別町のみ】			入湯税の税率については、幕別町の例により合併時に統合する。  課税免除については、次のとおり合併時に再編する。 ①12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③地域住民の福祉の向上を図るため、もっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ④保健衛生上の見地から単に入湯する者 ⑤前各号に定めるもののほか特別な事由がある者
	(2)課税免除 ①12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③保健衛生上の見地から単に入湯する者【幕別町のみ】 ④村長が、特に必要と認めた者【忠類村のみ】 ⑤長期療養者を対象として設けられている僻すう地の簡素な温泉旅館において入湯する長期湯治客等【更別村のみ】 ⑥地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者【更別村のみ】 ⑦自炊用の簡素な施設、もっぱら日帰り客の利用に供される施設、その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して、著しく低く定められているものにおいて入湯する者【更別村のみ】 ⑧学校教育上の見地から行われる行事の場合において入湯する者【更別村のみ】			
	(3)納付方法 毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額等を申告納付する。			
国民健康保険税 (合併協定項目22-6「国民健康保険事業の取扱い」において調整する。)				
申告受付	所得税申告期間中の対応 会場 ①幕別町役場 ②札内支所	所得税申告期間中の対応 会場 ①更別村役場	所得税申告期間中の対応 会場 ①忠類村コミュニティセンター	

◇質疑応答の要旨◇

渡辺委員（更別村）＝個人町民税などの納期は合併時まで調整となっているが、余り遅くなると住民の判断材料にならない分野が出てくる。事務局としてはいつごろを想定しているのか。

事務局＝次回の協議会において、この調整方針の議決をいただいた場合は、その後すぐに専門部会等で協議をしていくこととしている。

○協議第5号 条例・規則等の取扱いについて

・次のとおり提案、説明がありました。次回の協議会で協議します。

協議項目	14	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの</li> <li>2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</li> <li>3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの</li> </ol>		

条例・規則等の整備方針

新町発足時には、3町村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、以下の区分により整備するものとする。

施行方法による区分

- 1 **合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの**  
 新設合併であるため、新町の発足とともに従来の条例・規則等はすべて効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。  
 制定手続による分類  
 条例:町長職務執行者の専決処分により制定し、施行する。(地方自治法第179条第1項)  
 規則、訓令、その他:町長職務執行者の職権により制定し、施行する。(地方自治法第15条第1項)  
 具体例:事務所の位置を定める条例、休日を守る条例、行政組織規則、財務規則など
- 2 **合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの**  
 新町の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新町の条例・規則として引き続き施行させる。(地方自治法施行令第3)
- 3 **合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの**  
 ア 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの  
 (議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)  
 イ 新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの  
 具体例:議会委員会条例、議会事務局設置条例、議会会議規則、教育委員会会議規則、名誉町民条例、表彰条例など

3 町村の条例・規則等の制定状況

	条	例	規	則	規程・要綱等	計
幕別町		202		181	302	685
更別村		173		125	142	440
忠類村		150		114	120	384

○議案第10号 平成15年度歳入歳出補正予算

- ・平成15年度の予算について、減額する補正予算が提案され、提案のとおり決定されました。
- ◇予算総額15,004千円から、歳入歳出ともに4,023千円を減額し、補正後の予算総額を10,981千円とする。
- ◇歳入～3町村の負担金合計額を3,923千円、道補助金を100千円それぞれ減額
- ◇歳出～総務費では、旅費及び負担金等で、1,172千円を減額  
事業費では、委員道外研修旅費等で、2,851千円を減額

○議案第11号 平成16年度事業計画

- ・提案のとおり決定されました。

項 目	事 業 計 画
協議会の開催	・年度末まで13回の開催を予定
新町建設計画の策定	・6月までに新町の将来構想、11月までに新町の建設計画の策定を予定
合併協定項目の協議	・会議1回あたり5項目程度の協議を予定
その他の協議	・6月に15年度決算、3月に次年度事業計画・予算の審議を予定
広報・広聴	・ホームページの随時更新・協議会だよりの発行を予定 ・住民説明会(将来構想・合併協定項目～7月、建設計画・合併協定項目～12月)
小委員会	・新町建設計画小委員会、新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会、地域自治組織等小委員会の随時開催を予定
幹事会	・必要に応じて随時開催
専門部会	・必要に応じて随時開催
分科会	・必要に応じて随時開催

○議案第12号 平成16年度歳入歳出予算

- ・提案のとおり決定されました。

(歳入)

(千円)

科 目	予算額	説 明
負担金	25,953	負担金 幕別町9,968 更別村8,040 忠類村7,945
補助金	14,100	道補助金
繰越金	1	平成15年度繰越金
諸収入	1	預金利子
計	40,055	

(歳出)

(千円)

科 目	予算額	説 明
事務局費	10,824	普通旅費、消耗品費、電話料、コピー機リース料、時間外勤務手当等
会議運営費	6,899	委員報酬及び費用弁償、郵便料、会議録作成委託、コピー機リース料等
調査研究費	19,072	新町建設計画策定委託料等
広報広聴費	2,760	協議会だより印刷製本費
予備費	500	
計	40,055	

## 小 委 員 会

小委員会の会議等の状況についてお知らせします。

### ○第2回新町建設計画小委員会の報告

2月27日に忠類村で開催された第2回新町建設計画小委員会では、次の項目について審議された旨、委員長から報告がありました。

- ・3町村の総合計画の比較
- ・3町村の現状と課題
- ・新町将来構想の方向性

### ○第3回新町建設計画小委員会の開催

3月26日、更別村において、第3回新町建設計画小委員会が開催されました。会議の内容は次回の協議会で報告されます。

### ○第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会を開催

3月30日、幕別町において、第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会が開催されました。会議の内容は次回の協議会で報告されます。

## 住民アンケートの回収状況

2月に3町村の住民の皆さんにご協力をお願いしました住民アンケートにつきまして、回収の状況がまとまりましたのでお知らせいたします。ご協力ありがとうございました。

アンケートの集計結果につきましては、次号の協議会だよりでお知らせします。

### アンケート回収状況

	配布数	回収数	回収率
幕別町	2,056	886	43.1%
更別村	581	262	45.1%
忠類村	363	217	59.8%
町村不明	—	16	—
合計	3,000	1,381	46.0%

## 協議会・小委員会の開催予定

### ◎第4回十勝中央合併協議会

平成16年4月23日(金) 午後2時開会予定 幕別町札内福祉センター

### ◎第5回十勝中央合併協議会

平成16年5月21日(金) 午後2時開会予定 更別村社会福祉センター

### ◎第1回地域自治組織等小委員会

平成16年4月9日(金)  
午後2時開会予定 幕別町役場

### ◎第4回新町建設計画小委員会

平成16年4月16日(金)  
午前10時開会予定 幕別町百年記念ホール

### ◎第2回地域自治組織等小委員会

平成16年5月21日(金)  
午前10時開会予定 更別村社会福祉センター

### ◎第5回新町建設計画小委員会

平成16年5月10日(金)  
午後1時30分開会予定 忠類村コミュニティセンター

※協議会及び各小委員会は、どなたでも傍聴することができます。

※会議の開催日及び開催時刻は変更することがありますので、お手数でも十勝中央合併協議会ホームページか事務局に電話でご確認ください。

ホームページ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/>

電話 0155-55-3222